

エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

令和5年1月10日

(交付の目的)

第1条 大槌商工会は、大槌町より委託を受け新型コロナウィルス感染症の影響による売上減少及び物価・エネルギー高騰による費用増加に直面している町内の商工事業者に対し、費用増加を緩和し継続的な事業を行えるよう、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

(交付の対象事業者及び補助金額)

第2条 交付対象事業者及び支援金額は、下記のとおりとする。

- (1) 町内に事業所や店舗を所有し事業を営んでいる法人または個人事業主。
但し、漁業者、農林業者を除く。
- (2) 大槌町暴力団排除条例(平成27年大槌町条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第3号に規定する暴力団員でないこと

2 補助金額

- (1) 1者あたり5万円

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び別途指定された必要書類を令和5年1月16日から令和5年2月15日までの期間内に大槌商工会長(以下会長という)に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 会長は、前条に規定する申請に係る書類を審査し、当該申請に係る支援金を交付すべきと認めたときは、町の確認を経た上で支援金の交付決定をするものとする。

2 会長は、前項の交付決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 交付決定後に交付要件を満たしていない事由が発生した場合には、決定を取り消し、支援金入金後であれば当該支援金を即時返金することを命ずる。
- (2) 申請者は、申請書類の控を作成し、申請から5年間保管しておかなければならぬ。

(支援金の支払)

第5条 会長は、交付決定後、令和5年3月10日までに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第6条 会長は、第4条第2項の（1）の規定により取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第7条 支援金受領事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を商工会に納付しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。